

《5. ネグレクトの着眼点》

着眼点	チェック欄
1. 食事を摂っていないように見えたり、空腹を頻繁に訴えることはありませんか？	☐
2. 劣悪な衛生状態や衛生環境にあると感じられることはありませんか？ ※異臭がする、髪や爪等が伸びたまま汚い、衣服が常に同じ 等	☐
3. いつ見ても皮膚に湿疹や、オムツかぶれがあるように見られませんか？	☐
4. 整容に対して無頓着、あるいは拒否が多く見られませんか？	☐
5. 自分や他者、物に対して投げやりな態度が見られることはありませんか？	☐
6. 約束事や支援サービスを当日になってキャンセルすることが多くありませんか？	☐

チェック後は、次のような「点検シート」に書き込んで結果を振り返りましょう。これ以外の方法でも構いません。課題を見つけて解決・改善につなげることが、点検の最大の目的です。

① チェックリストにより取り組みが進んでいない事項や改善する必要のある事項の原因や課題

② ①の解決改善に向けて必要な対応や工夫、現時点で対応が困難である理由

④ 解決・改善状況の評価と更に取り組みを要する課題の整理

③ 解決・改善に向けて必要な対応・工夫の具体的な進め方（計画）、目標とする期間

「障がいのある人の尊厳を守る虐待防止マニュアル」 一般社団法人 大阪府知的障害者福祉協会、2010 年

○ 社会福祉法・障害者総合支援法等による権限規定

社会福祉法	第 56 条第 1 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する報告徴収、検査
	第 56 条第 4 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する勧告
	第 56 条第 5 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	勧告に従わなかった社会福祉法人の公表
	第 56 条第 6 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	勧告に係る措置をとらなかった社会福祉法人に対する措置命令
	第 56 条第 7 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する業務停止命令又は役員の解職勧告
	第 56 条第 8 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する解散命令
	第 57 条	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する公益事業又は収益事業の事業停止命令
	第 71 条	都道府県知事	社会福祉施設に対する改善命令
	第 72 条	都道府県知事	社会福祉事業を営業者に対する事業制限・停止命令、許可取消、認可取消

障害者総合支援法	第 10 条	市町村	障害福祉サービス、相談支援、自立支援医療、療養介護医療若しくは補装具の販売若しくは修理を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対する報告徴収、立入検査等
	第 11 条第 2 項	厚生労働大臣 都道府県知事	自立支援給付対象サービス等を行った者若しくはこれらを使用した者に対する報告徴収等
	第 48 条第 1 項	都道府県知事 市町村長	指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者に対する報告徴収、立入検査等
	第 48 条第 3 項	都道府県知事 市町村長	指定障害者支援施設等の設置者に対する報告徴収、立入検査等
	第 49 条第 1 項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害福祉サービス事業者に対する勧告
	第 49 条第 2 項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害者支援施設等の設置者に対する勧告
	第 49 条第 3 項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	勧告に従わなかった指定事業者等の公表
	第 49 条第 4 項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	勧告に係る措置をとらなかった指定事業者等に対する措置命令

障害者総合支援法	第 50 条第 1 項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害者福祉サービス事業者の指定取消、指定の効力の全部若しくは一部停止
	第 50 条第 3 項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害者支援施設の指定取消、指定の効力の全部若しくは一部停止
	第 51 条の 3 第 1 項	厚生労働大臣 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設に対する報告徴収、立入検査等（業務管理体制）
	第 51 条の 4 第 1 項	厚生労働大臣 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設に対する勧告（業務管理体制）
	第 51 条の 4 第 2 項	厚生労働大臣 都道府県知事	勧告に従わなかった指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の公表（業務管理体制）
	第 51 条の 4 第 3 項	厚生労働大臣 都道府県知事	勧告に係る措置をとらなかった指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設に対する措置命令（業務管理体制）
	第 51 条の 27 第 1 項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 市町村長	指定一般相談支援事業者若しくは指定一般相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者であった者に対する報告徴収、立入検査等
	第 51 条の 27 第 2 項	指定都市市長 中核市市長 市町村長	指定特定相談支援事業者若しくは指定特定相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者であった者に対する報告徴収、立入検査等
	第 51 条の 28 第 1 項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定一般相談支援事業者に対する勧告
	第 51 条の 28 第 2 項	指定都市市長 中核市市長 市町村長	指定特定相談支援事業者に対する勧告
	第 51 条の 28 第 3 項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	勧告に従わなかった指定一般相談支援事業者の公表
	第 51 条の 28 第 4 項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	勧告に係る措置をとらなかった指定一般相談支援事業者に対する措置命令
	第 51 条の 29 第 1 項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定一般相談支援事業者に対する指定取消、指定の効力の全部若しくは一部停止
	第 51 条の 29 第 2 項	市町村長	指定特定相談支援事業者に対する指定取消、指定の効力の全部若しくは一部停止
	第 51 条の 32 第 1 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市町村長	指定相談支援事業者若しくは当該指定相談支援事業者の従業者に対する報告徴収、立入調査等（業務管理体制）
	第 51 条の 33 第 1 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市町村長	指定相談支援事業者に対する勧告（業務管理体制）

	第 51 条の 33 第 2 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市町村長	勧告に従わなかった指定相談支援事業者の公表（業務管理体制）
	第 51 条の 33 第 3 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市町村長	勧告に係る措置をとらなかった指定相談支援事業者に対する措置命令（業務管理体制）

障害者総合支援法	第 81 条第 1 項 ※	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホームの設置者に対する報告徴収、立入検査等
	第 82 条第 1 項 ※	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業を行う者に対する事業制限・停止命令
	第 82 条第 2 項 ※	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	障害福祉サービス事業を行う者、地域活動支援センター、福祉ホームの設置者に対する改善、停止・廃止命令
	第 85 条第 1 項 ※	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	市町村が設置した障害者支援施設の長に対する報告徴収、立入検査等
	第 86 条第 1 項 ※	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	市町村が設置した障害者支援施設に対する事業停止・廃止命令

児童福祉法	第 21 条の 5 の 22 第 1 項	都道府県知事 市町村長	指定障害児通所支援事業者若しくは指定障害児通所支援事業者であった者若しくは当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者であった者に対する報告徴収、立入検査等
	第 21 条の 5 の 23 第 1 項	都道府県知事	指定障害児通所支援事業者等に対する勧告
	第 21 条の 5 の 23 第 2 項	都道府県知事	勧告に従わなかった指定障害児通所支援事業者等の公表
	第 21 条の 5 の 23 第 3 項	都道府県知事	勧告に係る措置をとらなかった指定障害児通所支援事業者等に対する措置命令
	第 21 条の 5 の 24 第 1 項	都道府県知事	指定障害児通所支援事業者に対する指定取消、効力停止
	第 24 条の 34 第 1 項	市町村長	指定障害児相談支援事業者若しくは指定障害児相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者であった者に対する報告徴収、立入検査等
	第 24 条の 35 第 1 項	市町村長	指定障害児相談支援事業者に対する勧告
	第 24 条の 35 第 2 項	市町村長	勧告に従わなかった指定障害児相談支援事業者の公表
	第 24 条の 35 第 3 項	市町村長	勧告に係る措置をとらなかった指定障害児相談支援事業者に対する措置命令
	第 24 条の 36 第 1 項	市町村長	指定障害児相談支援事業者に対する指定取消、効力停止

特定非営利 活動促進法	第 42 条	都道府県知事 指定都市市長	特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その 改善のために必要な措置命令
	第 43 条	都道府県知事 指定都市市長	特定非営利活動法人の設立の認証の取消

○ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成 23 年法律第 79 号)

目次

- 第一章 総則（第一条－第六条）
- 第二章 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等（第七条－第十四条）
- 第三章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等（第十五条－第二十条）
- 第四章 使用者による障害者虐待の防止等（第二十一条－第二十八条）
- 第五章 就学する障害者等に対する虐待の防止等（第二十九条－第三十一条）
- 第六章 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター（第三十二条－第三十九条）
- 第七章 雑則（第四十条－第四十四条）
- 第八章 罰則（第四十五条・第四十六条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。

- 2 この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。
- 3 この法律において「養護者」とは、障害者を現に養護する者であつて障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のものをいう。
- 4 この法律において「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）（以下「障害者福祉施設」という。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業、同条第十八項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業、同条第二十六項に規定する移動支援事業、同条第二十七項に規定する地域活動支援センターを運営する事業若しくは同条第二十八項に規定する福祉ホームを運営する事業その他厚生労働省令で定める事業（以下「障害福祉サービス事業等」という。）に係る業務に従事する者をいう。
- 5 この法律において「使用者」とは、障害者を雇用する事業主（当該障害者が派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。）以下同じ。）である場合において当該派遣労働者に係る労働者派遣（同条第一号に規定する労働者派遣をいう。）の役務の提供を受ける事業主その他これに類するものとして政令で定める事業主を含み、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者をいう。
- 6 この法律において「養護者による障害者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
 - 一 養護者がその養護する障害者について行う次に掲げる行為
 - イ 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
 - ロ 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
 - ハ 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - ニ 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイからハまでに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
 - 二 養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。
- 7 この法律において「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、障害者福祉施設従事者等が、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。
 - 一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

- 二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
 - 三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - 四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
 - 五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。
- 8 この法律において「使用者による障害者虐待」とは、使用者が当該事業所に使用される障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。
- 一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
 - 二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
 - 三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - 四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所に使用される他の労働者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。
 - 五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。
- (障害者に対する虐待の禁止)
- 第三条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。
- (国及び地方公共団体の責務等)
- 第四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他必要な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に資するため、障害者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。
- (国民の責務)
- 第五条 国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。
- (障害者虐待の早期発見等)
- 第六条 国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。
- 2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。
- 3 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。
- 第二章 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等
- (養護者による障害者虐待に係る通報等)
- 第七条 養護者による障害者虐待（十八歳未満の障害者について行われるものを除く。以下この章において同じ。）を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 2 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 第八条 市町村が前条第一項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。
- (通報等を受けた場合の措置)
- 第九条 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置

を講ずるとともに、第三十五条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「市町村障害者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

- 2 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護が図られるよう、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため迅速に当該市町村の設置する障害者支援施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第六項の主務省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所させる等、適切に、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定による措置を講ずるものとする。この場合において、当該障害者が身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者（以下「身体障害者」という。）及び知的障害者福祉法にいう知的障害者（以下「知的障害者」という。）以外の障害者であるときは、当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして、身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定を適用する。

- 3 市町村長は、第七条第一項の規定による通報又は第一項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援が図られるよう、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

（居室の確保）

第十条 市町村は、養護者による障害者虐待を受けた障害者について前条第二項の措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（立入調査）

第十一条 市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

- 2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

- 3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（警察署長に対する援助要請等）

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該障害者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

- 2 市町村長は、障害者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

- 3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、障害者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

（面会の制限）

第十三条 養護者による障害者虐待を受けた障害者について第九条第二項の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る障害者支援施設等若しくはそのぞみの園の長若しくは当該措置に係る身体障害者福祉法第十八条第二項に規定する指定医療機関の管理者は、養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護の観点から、当該養護者による障害者虐待を行った養護者について当該障害者との面会を制限することができる。

（養護者の支援）

第十四条 市町村は、第三十二条第二項第二号に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に障害者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

第三章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等

（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置）

第十五条 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等）

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第十七条 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する事項を、当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害者福祉施設又は当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害福祉サービス事業等の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

第十八条 市町村が第十六条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

（通報等を受けた場合の措置）

第十九条 市町村が第十六条第一項の規定による通報若しくは同条第二項の規定による届出を受け、又は都道府県が第十七条の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、障害者福祉施設の業務又は障害福祉サービス事業等の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る障害者に対する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

（公表）

第二十条 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があつた場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 使用者による障害者虐待の防止等

（使用者による障害者虐待の防止等のための措置）

第二十一条 障害者を雇用する事業主は、労働者の研修の実施、当該事業所に使用される障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の使用者による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

（使用者による障害者虐待に係る通報等）

第二十二条 使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。

- 2 使用者による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村又は都道府県に届け出ることができる。
- 3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 労働者は、第一項の規定による通報又は第二項の規定による届出（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。）をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十三条 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地の都道府県に通知しなければならない。

第二十四条 都道府県は、第二十二条第一項の規定による通報、同条第二項の規定による届出又は前条の規定による通知を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報、届出又は通知に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に報告しなければならない。

第二十五条 市町村又は都道府県が第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村又は都道府県の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が第二十三条の規定による通知を受けた場合における当該通知を受けた都道府県の職員及び都道府県労働局が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県労働局の職員についても、同様とする。

（報告を受けた場合の措置）

第二十六条 都道府県労働局が第二十四条の規定による報告を受けたときは、都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長は、事業所における障害者の適正な労働条件及び雇用管理を確保することにより、当該報告に係る障害者に対する使用者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、当該報告に係る都道府県との連携を図りつつ、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

（船員に関する特例）

第二十七条 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員である障害者について行われる使用者による障害者虐待に係る前三条の規定の適用については、第二十四条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令又は厚生労働省令」と、「当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」と、第二十五条中「都道府県労働局」とあるのは「地方運輸

局その他の関係行政機関」と、前条中「都道府県労働局が」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関が」と、「都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関の長」と、「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）」とあるのは「船員法（昭和二十二年法律第百号）」とする。

（公表）

第二十八条 厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障害者虐待の状況、使用者による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第五章 就学する障害者等に対する虐待の防止等

（就学する障害者に対する虐待の防止等）

第二十九条 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第三十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

（保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等）

第三十条 保育所等（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の内閣府令・厚生労働省令で定めるものを除く。）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

（医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等）

第三十一条 医療機関（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。）の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

第六章 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター

（市町村障害者虐待防止センター）

第三十二条 市町村は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該市町村が設置する施設において、当該部局又は施設が市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村障害者虐待防止センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二條第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二條第二項の規定による届出を受理すること。

二 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のため、障害者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うこと。

三 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

（市町村障害者虐待防止センターの業務の委託）

第三十三条 市町村は、市町村障害者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、前条第二項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二條第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二條第二項の規定による届出の受理に関する業務の委託を受けた者が第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二條第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二條第二項の規定による届出を受けた場合には、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（市町村等における専門的に従事する職員の確保）

第三十四条 市町村及び前条第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するために、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

（市町村における連携協力体制の整備）

第三十五条 市町村は、養護者による障害者虐待の防止、養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場

合において、養護者による障害者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(都道府県障害者権利擁護センター)

第三十六条 都道府県は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該都道府県が設置する施設において、当該部局又は施設が都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 都道府県障害者権利擁護センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受理すること。

二 この法律の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、助言その他必要な援助を行うこと。

三 障害者虐待を受けた障害者に関する各般の問題及び養護者に対する支援に関し、相談に応ずること又は相談を行う機関を紹介すること。

四 障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報を収集し、分析し、及び提供すること。

六 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

七 その他障害者に対する虐待の防止等のために必要な支援を行うこと。

(都道府県障害者権利擁護センターの業務の委託)

第三十七条 都道府県は、第三十九条の規定により当該都道府県と連携協力する者（以下「都道府県障害者虐待対応協力者」という。）のうち適当と認められるものに、前条第二項第一号又は第三号から第七号までに掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項に規定する届出の受理に関する業務の委託を受けた者が同条第一項の規定による通報又は同条第二項に規定する届出を受けた場合には、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(都道府県等における専門的に従事する職員の確保)

第三十八条 都道府県及び前条第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するために、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(都道府県における連携協力体制の整備)

第三十九条 都道府県は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、福祉事務所その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。

第七章 雑則

(周知)

第四十条 市町村又は都道府県は、市町村障害者虐待防止センター又は都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たす部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(障害者虐待を受けた障害者の自立の支援)

第四十一条 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者が地域において自立した生活を円滑に営むことができるよう、居住の場所の確保、就業の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第四十二条 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、障害者虐待の予防及び早期発見のための方策、障害者虐待があった場合の適切な対応方法、養護者に対する支援の在り方その他障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援のために必要な事項についての調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第四十三条 市町村は、養護者、障害者の親族、障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で障害者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による障害者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は市町村障害者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による障害者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障害者について、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第四十四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第八章 罰則

第四十五条 第三十三条第二項又は第三十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十六条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは障害者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度について、この法律の施行後三年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正)

第三条 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(定義等)」に改め、同条に次の一項を加える。

- 6 六十五歳未満の者であつて養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和 四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

(調整規定)

第四条 この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二条第一項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一号」とあるのは、「第二条」とする。

(引用参考文献)

- (※1)「障害者の権利擁護及び虐待防止に向けた相談支援のあり方に関する調査研究事業報告書」
日本社会福祉士会、2010 年
- (※2)「職業性ストレス簡易調査票」厚生労働省のホームページで使用できます。
<http://kokoro.mhlw.go.jp/check/index.html>
- (※3)「山口県障害者虐待防止マニュアル」
山口県健康福祉部障害者支援課、2007 年
<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a14100/gyakutai/gaikutai190401.html>
- (※4)「障害者虐待防止の手引き (チェックリスト) Ver.3 の概要」
社会福祉法人 全国社会福祉協議会、2012 年
<http://www.shakyo.or.jp/research/12check.html>
- (※5)「福祉サービス事業所における利用者支援のあり方に関するガイドライン～より良いサービスの提供を目指して～」
(大阪府福祉部障がい福祉室) を参考に記述。

(参考資料)

- 「障害者虐待防止の手引き (チェックリスト)」
全国社会福祉協議会
<http://www.shakyo.or.jp/research/09check.html>
- 福祉サービス第三者評価事業に関する指針
全国社会福祉協議会 <http://www.shakyo-hyouka.net/sisin/data/komoku4.pdf>
- 業務の振り返りチェックシート
社会福祉法人 北摂杉の子会
<http://www.suginokokai.com/>
- 虐待防止規程
福岡県ホームページ
http://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/26/26572_10372722_misc.doc
- 「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」の概要
厚生労働省
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/06/s0623-13b1.html>
- 福祉サービス第三者評価基準ガイドライン
全国社会福祉協議会
<http://www.shakyo-hyouka.net/guideline/bs2.pdf43>
- 「障害者虐待防止マニュアルー行政・支援者が障害者虐待に適切に対応するためにー」、NPO 法人 PandA-J、2009 年
- 「サービス提供事業所における虐待防止指針および身体拘束対応指針に関する検討」、NPO 法人 PandA-J、2011 年
- 「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行支援推進室、2020 年
- 日本知的障害者福祉協会
知的障がいのある方を支援するための行動規範
<http://www.aigo.or.jp/menu07/pdf/24kiban.pdf>

厚生労働省
障害者虐待防止法ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/gyakutaiboushi/

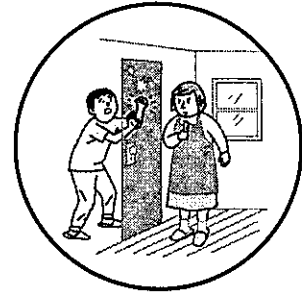
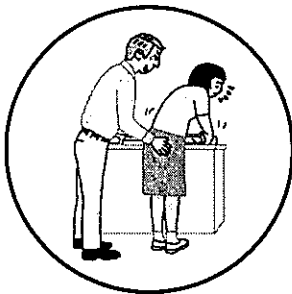
家族や施設の職員、
会社の人など、
あなたのことを
守ってくれるはずの人が、
ひどいことをしてきたら、
それは虐待かもしれません。

虐待されていませんか？
見たことありませんか？



「いやだな」「やめてほしいな」と
思うことをされたら
「やめて」と言っているのです。

あなたのことを
虐待から守るための
決まり(法律)もあります。
その法律を、
障害者虐待防止法と いいます。



わかりやすい版

虐待されたら
“やめて”と言おう

障害者虐待防止法はあなたを守ります

(法律の正式な名前は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」といいます)

これは、^{ぜやく たい}虐待です。



^{しんり てきぎ・ひい}
心理的虐待

どなられる、
悪口や
ひどいことを
言われる

【このほかにも】
他の人の前で ばかにされる
仲間はずれに される
「おやつ抜き」などの 罰がある
など



^{けいざい てきぎ・ひい}
経済的虐待

自分のお金を
とられる、
渡してもらえない

【このほかにも】
給料から 知らないお金が引かれている
自分の携帯電話を 他人が使っている
自分の通帳を 見せてもらえない
など



^{せい てきぎ・ひい}
性的虐待

おしりや
むねを
さわられる

【このほかにも】
体をさわられる
裸の写真や アダルトビデオなどを見せられる
無理やり キスやセックスを させられる
など



^{せい てきぎ・ひい}
性的虐待

裸の写真を
とられる

とても熱いものを
食べさせられる、
飲まされる



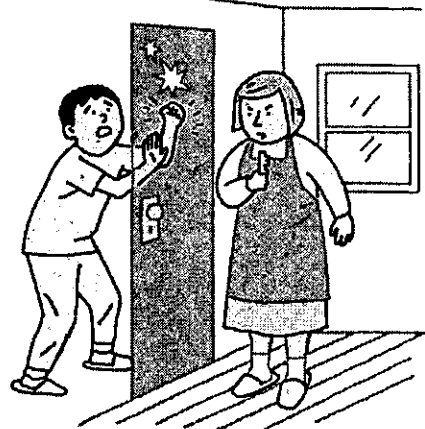
身体的虐待

たたかれる、
なぐられる、
けられる



身体的虐待

部屋から
出してもらえない



身体的虐待

【このほかにも】
手や足をしばられる
苦しい姿勢をさせられる
タバコの火などを押しつけられる
など

お風呂に
入らせて
もらえない



ネグレクト

ごはんを
食べさせて
もらえない



ネグレクト

【このほかにも】
手伝ってほしいのに無視される
トイレに行かせてもらえない
病気なのに病院に連れていってもらえない
など

「ネグレクト」とは、ほったらかしにされる という意味です。

ぎゃく たい

虐待をされたら、どうする？

1. 「いやだ」「やめて」と言う

虐待をされたら、
まずは「いやだ」「やめて」と
言ってください。
がまんしなくていいのです。



あなた以外の方が
虐待されていたら、
すぐに
役所か 身近な人に
言いましょう。

2. 役所に連絡する

役所には 誰かといっしょに行ったり、
代わりに連絡してもらっても かまいません。
どうしたらいいか わからないときは、
身近な人に 相談しましょう。

ここに 連絡してください

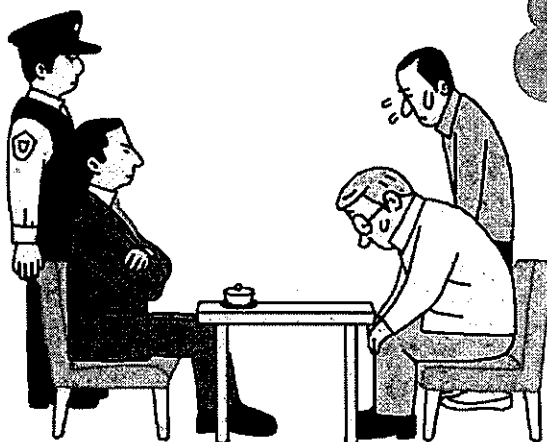
あなたが連絡したことは 秘密にされます。



電話やメール、
ファクス、手紙で
連絡することも
できます。

3. 連絡した後はどうなる？

誰がどのような虐待をしたのか、
役所の職員が 確認します。
虐待した人や
虐待が起きた施設・会社などは
注意されます。



虐待をした人が
警察に
逮捕されることも
あります。

使用者による障害者虐待をなくそう

すべての人が安心して働き続けられる職場にするために



● 障害者虐待防止法が施行されました

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」）が平成24年10月1日に施行されました。この法律は、障害者の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組みや、障害者を現に養護する人（養護者）に対して支援措置を講じることなどを定めたものです。

● 「使用者による障害者虐待」とは

法律では、「養護者による障害者虐待」「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」「使用者による障害者虐待」の3つについて、それぞれの防止等を規定していますが、このリーフレットでは、「使用者による障害者虐待」を解説します。

「使用者」とは、障害者を雇用する事業主または事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者（工場長、労務管理者、人事担当者など）をいいます。使用者が事業所で使用する障害者について行う、次のページのような行為を「使用者による障害者虐待」と定義しています。



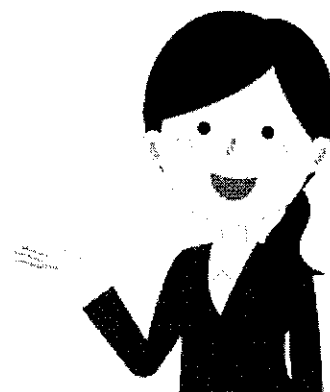
障害者虐待の具体例

虐待行為	例
1 身体的虐待 障害者の身体に外傷が生じたり、生じる恐れのある暴行を加えること、または正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。	たたく、つねる、なぐる、熱湯を飲ませる、異物を食べさせる、監禁する、危険・有害な場所での作業を強いるなど。
2 性的虐待 障害者に対してわいせつな行為をすること、または障害者にわいせつな行為をさせること。	裸の写真やビデオを撮る、理由もなく不必要に身体に触る、わいせつな図画を配布する、性的暴力をふるう、性的行為を強要するなど。
3 心理的虐待 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他、障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	脅迫する、怒鳴る、悪口を言う、拒絶的な反応を示す、他の労働者と差別的な扱いをする、意図的に恥をかかせるなど。
4 放置等による虐待 障害者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置のほか、他の労働者による1～3の虐待行為の放置など、これに準じる行為を行うこと。	住み込みで食事を提供することになっているにもかかわらず食事を与えない、仕事を与えない、意図的に無視する、放置することで健康・安全への配慮を怠るなど。
5 経済的虐待 障害者の財産を不当に処分することその他、障害者から不当に財産上の利益を得ること。	障害者に対して賃金等を支払わない、賃金額が最低賃金に満たない（※）、強制的に通帳を管理する、本人の了解を得ずに現金を引き出すなど。 （※）都道府県労働局長から最低賃金の減額特例許可を受けている場合については、減額後の最低賃金に満たないとき。

虐待者、被虐待者本人の「自覚」は問いません

虐待が発生している場合、虐待をしている人（虐待者）、虐待を受けている人（被虐待者）に自覚があるとは限りません。虐待者が、「指導・しつけ・教育」の名の下に不適切な行為を続けていることや、被虐待者が、自身の障害の特性から自分のされていることが虐待だと認識していないこともあります。

また、長期間にわたって虐待を受けた場合などでは、被虐待者が無力感から諦めてしまっていることもあります。



事業主の責務

障害者虐待防止法では、以下のとおり、事業主の責務が定められています。

1 障害者虐待の防止のための措置

障害者を雇用する事業主は、障害者虐待を防止するため(1)(2)のような措置を講じることが必要です。

(1) 労働者に対する研修の実施

障害者虐待を防止するためには、障害者の人権についての理解を深め、障害の特性に配慮した接し方や仕事の教え方などを学ぶことが大切です。

障害者虐待の防止に向けて、労働者に対する研修を実施する、労務管理担当者を各種研修会へ参加させるなどの取り組みを行いましょう。加えて、職場内で率直に意見交換できるような環境を作ることも重要です。

(2) 障害者や家族からの苦情処理体制の整備

雇用する障害者やその家族からの相談、苦情などに対応するための相談窓口を開設し、その周知を図ることが重要です。

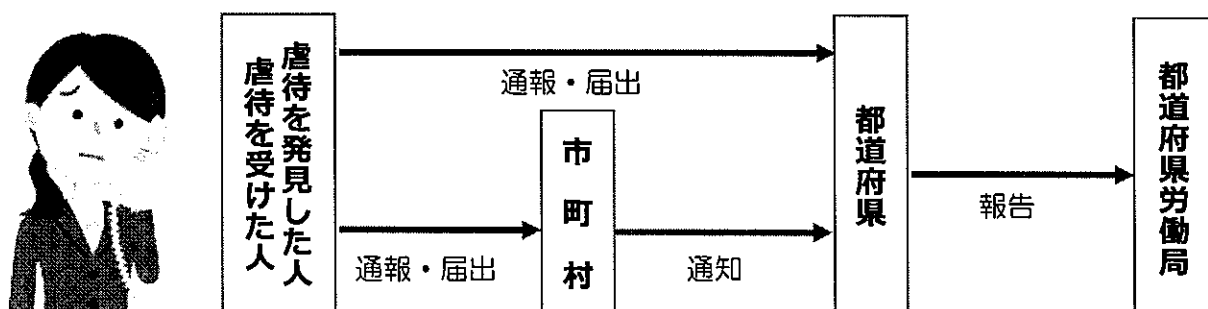
2 不利益取扱いの禁止

事業主は、労働者が通報や届出をしたことを理由に、その労働者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはなりません。

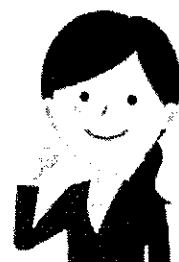
使用者による障害者虐待を受けたら届出を、発見したら通報を！

障害者虐待防止法では、虐待の発見者は、市町村または都道府県に通報する義務があり、また、虐待を受けた障害者は届出をすることができます。

使用者による障害者虐待を受けたり、虐待を受けた恐れのある障害者を発見したら、まず、事業所所在地の市町村または都道府県の障害者虐待対応窓口にご連絡ください。以下の流れで、都道府県労働局へ報告されます。通報などの秘密は守られます。



報告を受けた都道府県労働局（労働基準監督署、ハローワークを含む）では、都道府県と連携を図りつつ、所管する法律の規定による権限を適切に行使します。



Q&A

Q1

障害者虐待防止のための従業員研修を行う場合、どのような研修内容にすればよいでしょうか？

A1

障害の特性を理解し、障害者への接し方などを学ぶ研修や、どのような行為が障害者虐待に該当するのか、障害者虐待を事業所で発見した場合にどこに報告し、事業所としてどのような措置を行うのかなどの研修を実施することが考えられます。

Q2

障害者や家族からの苦情処理体制の整備とは、具体的にどのようなことをすればよいのでしょうか？

A2

事業所内で発生した障害者虐待に関して、相談担当者（または担当部署）を決め、周知を図ることが重要です。また、相談の内容や状況に応じて、相談担当者（または担当部署）と人事部門が連携を図るなど、万が一、事業所内で障害者虐待が発生した場合に、事業所内で適切に対応ができる体制を整備することも重要です。

Q3

事業所内で虐待が発生した場合、都道府県労働局はどのような権限を行使するのでしょうか？

A3

都道府県から報告があったかどうかにかかわらず、労働基準法、障害者雇用促進法、男女雇用機会均等法など、所管する法令に違反する障害者虐待が行われている恐れがある場合には、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークの職員が事業所に出向くなどして、調査し、必要な指導等を行います。

- ◆ その他、不明な点は、お近くの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へお問い合わせください。適切な窓口をご案内します。

**障害者虐待防止のためには、国民一人ひとりが
その責務を果たすことが重要です。**

『施設における虐待防止に向けた利用者等実態調査及び施設従事者実態調査』
結果報告書（概要版）

1 調査の概要について

①調査目的	施設における虐待の背景や要因はもとより、従事者の勤務環境や業務上の課題などの観点から把握・分析し、より安全で適切なサービス提供のための改善に向けた取組に反映させるため。																																																											
②調査対象	道が所管する全ての入所施設（介護保険施設、障害者支援施設）の利用者ご本人、ご家族、施設従事者（介護職員、生活支援員等） ・ご本人・ご家族 <table><tr><th>施設種別</th><th>調査依頼施設数</th><th>調査対象人数</th></tr><tr><td>介護保険施設</td><td>397施設</td><td>8,662人（ご本人3,438人、ご家族5,224人）</td></tr><tr><td>障害者支援施設</td><td>153施設</td><td>3,913人（ご本人1,766人、ご家族2,147人）</td></tr><tr><td>計</td><td>550施設</td><td>12,575人</td></tr></table> ・施設従事者 <table><tr><th>施設種別</th><th>調査依頼施設数</th><th>調査対象人数</th></tr><tr><td>介護保険施設</td><td>397施設</td><td>16,400人（介護職員等）</td></tr><tr><td>障害者支援施設</td><td>153施設</td><td>4,801人（生活支援員等）</td></tr><tr><td>計</td><td>550施設</td><td>21,201人</td></tr></table>				施設種別	調査依頼施設数	調査対象人数	介護保険施設	397施設	8,662人（ご本人3,438人、ご家族5,224人）	障害者支援施設	153施設	3,913人（ご本人1,766人、ご家族2,147人）	計	550施設	12,575人	施設種別	調査依頼施設数	調査対象人数	介護保険施設	397施設	16,400人（介護職員等）	障害者支援施設	153施設	4,801人（生活支援員等）	計	550施設	21,201人																																
施設種別	調査依頼施設数	調査対象人数																																																										
介護保険施設	397施設	8,662人（ご本人3,438人、ご家族5,224人）																																																										
障害者支援施設	153施設	3,913人（ご本人1,766人、ご家族2,147人）																																																										
計	550施設	12,575人																																																										
施設種別	調査依頼施設数	調査対象人数																																																										
介護保険施設	397施設	16,400人（介護職員等）																																																										
障害者支援施設	153施設	4,801人（生活支援員等）																																																										
計	550施設	21,201人																																																										
③調査方法	・ご本人・ご家族 各施設宛てに、回答に協力いただく利用者数・利用者家族数の調査を事前に行い、当該調査に回答があった分のアンケート用紙について、道から発送し、各施設は当該アンケート用紙を利用者ご本人・ご家族に配布し、回答後、道に返送。 ・施設従事者（介護職員、生活支援員等） 各総合振興局（振興局）を経由し、各施設にアンケート調査の回答依頼を通知。施設従事者は、パソコンやスマートフォンを用いて北海道電子自治体共同システムへアクセスしてインターネットより回答。																																																											
④調査期間	・ご本人、ご家族 令和5年2月28日（火）～4月10日（月） 介護保険施設利用者・家族 令和5年2月28日（火）～4月30日（日） 障害者支援施設利用者・家族 ・施設従事者 令和5年1月30日（月）～2月28日（火）																																																											
⑤調査項目	・ご本人・ご家族～施設職員の対応に対する認識、相談の有無等 ・施設従事者～職場環境や虐待に対する認識等																																																											
⑥回収数(率)	<table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>調査対象数</th><th>回収数</th><th>回収率</th></tr><tr><td rowspan="4">介護保険施設</td><td>ご本人</td><td>3,438人</td><td>2,766人</td><td>80.5%</td></tr><tr><td>ご家族</td><td>5,224人</td><td>2,847人</td><td>54.5%</td></tr><tr><td>従事者</td><td>16,400人</td><td>5,539人</td><td>33.8%</td></tr><tr><td>小 計</td><td>25,062人</td><td>11,152人</td><td>44.5%</td></tr><tr><td rowspan="4">障害者支援施設</td><td>ご本人</td><td>1,766人</td><td>1,469人</td><td>83.2%</td></tr><tr><td>ご家族</td><td>2,147人</td><td>1,166人</td><td>54.3%</td></tr><tr><td>従事者</td><td>4,801人</td><td>2,417人</td><td>50.3%</td></tr><tr><td>小 計</td><td>8,714人</td><td>5,052人</td><td>58.0%</td></tr><tr><td rowspan="4">計</td><td>ご本人</td><td>5,204人</td><td>4,235人</td><td>81.4%</td></tr><tr><td>ご家族</td><td>7,371人</td><td>4,013人</td><td>54.4%</td></tr><tr><td>従事者</td><td>21,201人</td><td>7,956人</td><td>37.5%</td></tr><tr><td>合 計</td><td>33,776人</td><td>16,204人</td><td>48.0%</td></tr></table>				区 分		調査対象数	回収数	回収率	介護保険施設	ご本人	3,438人	2,766人	80.5%	ご家族	5,224人	2,847人	54.5%	従事者	16,400人	5,539人	33.8%	小 計	25,062人	11,152人	44.5%	障害者支援施設	ご本人	1,766人	1,469人	83.2%	ご家族	2,147人	1,166人	54.3%	従事者	4,801人	2,417人	50.3%	小 計	8,714人	5,052人	58.0%	計	ご本人	5,204人	4,235人	81.4%	ご家族	7,371人	4,013人	54.4%	従事者	21,201人	7,956人	37.5%	合 計	33,776人	16,204人	48.0%
区 分		調査対象数	回収数	回収率																																																								
介護保険施設	ご本人	3,438人	2,766人	80.5%																																																								
	ご家族	5,224人	2,847人	54.5%																																																								
	従事者	16,400人	5,539人	33.8%																																																								
	小 計	25,062人	11,152人	44.5%																																																								
障害者支援施設	ご本人	1,766人	1,469人	83.2%																																																								
	ご家族	2,147人	1,166人	54.3%																																																								
	従事者	4,801人	2,417人	50.3%																																																								
	小 計	8,714人	5,052人	58.0%																																																								
計	ご本人	5,204人	4,235人	81.4%																																																								
	ご家族	7,371人	4,013人	54.4%																																																								
	従事者	21,201人	7,956人	37.5%																																																								
	合 計	33,776人	16,204人	48.0%																																																								

4 障害者支援施設（利用者ご本人・ご家族）

（1）施設職員の対応で不適切と感じたこと（最近又は現在）

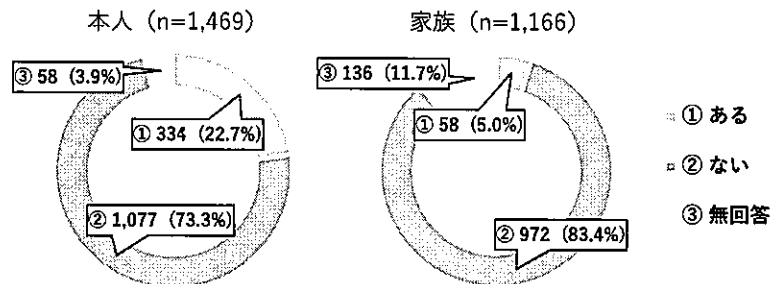
問1(1) 施設職員の対応で不適切と感じたことの有無

○ 施設職員の対応で不適切と感じたことがあるのは、

ご本人は 23 %、

ご家族は 5 %

でした。



問1(2) 施設職員の対応で不適切と感じたことの内容【複数回答あり】

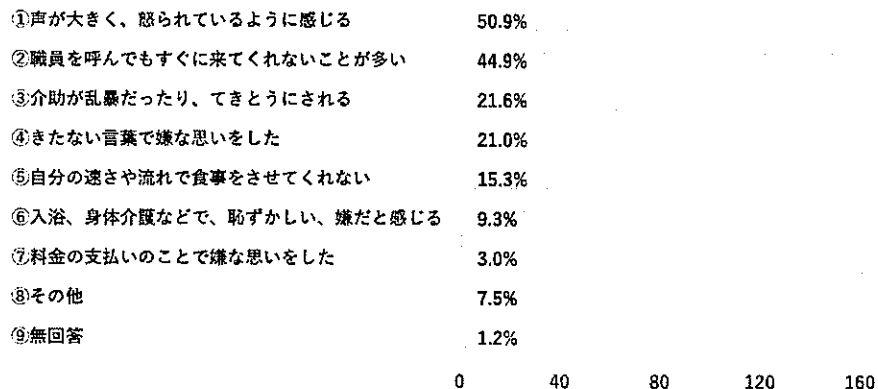
○ 問1(1)で「ある」と答えた方のうち、

ご本人は「声が大きく、怒られているように感じる」が最も多く 51 %、

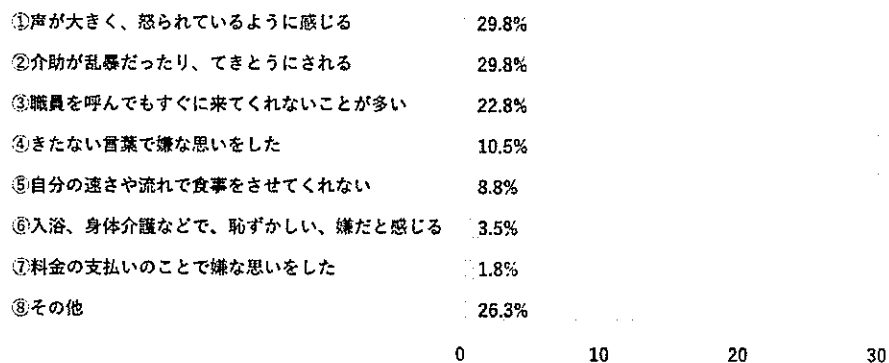
ご家族は「声が大きく、怒られているように感じる」「介助が乱暴だったり、てきとうにされる」が最も多く 30 %

でした。

本人 (n= 334)



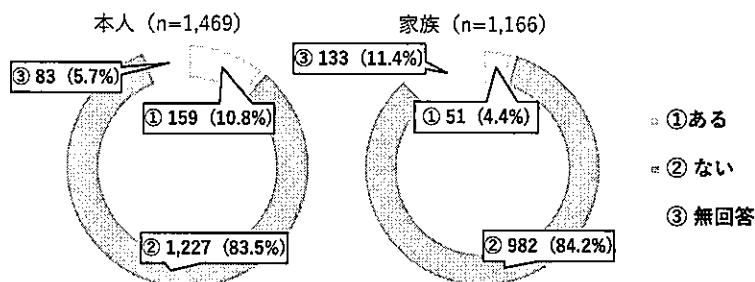
家族 (n=58)



(2) 施設職員から不適切な対応をされたこと（最近又は現在）

問2(1) 施設職員から不適切な対応をされたことの有無

- これまでにご本人が施設職員から不適切な対応をされたことがあったのは、
 ご本人が11%、
 ご家族が4%
 でした。



問2(2) 施設職員からされた不適切な対応の内容【複数回答あり】

- 問2(1)で「ある」と答えた方のうち、
 ご本人は「怒鳴られた、悪口を言われた」が最も多く54%、
 ご家族は「たたかれた、蹴られた、痛い思いをさせられた」が最も多く24%
 でした。

本人 (n=159)

①怒鳴られた、悪口を言われた	54.1%
②介助をお願いしても、何もしてくれない	27.0%
③たたかれた、蹴られた、痛い思いをさせられた	17.0%
④部屋を掃除してもらえない	13.8%
⑤理由なくお金を渡してくれない	13.2%
⑥部屋に閉じこめられた、理由なく体を押さえつけられた	11.9%
⑦食事を無理やり食べさせられた	7.5%
⑧理由なく体をさわられたり、さわることを求められた、キスをされた	7.5%
⑨普段飲まない種類の薬や、多すぎる量の薬を飲まされた	5.7%
⑩いやらしい言葉を言われた、いやらしい画像などを見させられた	5.0%
⑪人前で裸にされた	2.5%
⑫裸や下着の写真を撮られた	2.5%
⑬お金を勝手に使われた	1.3%
⑭その他	7.5%
⑮無回答	1.9%

0 20 40 60 80 100

家族 (n=51)

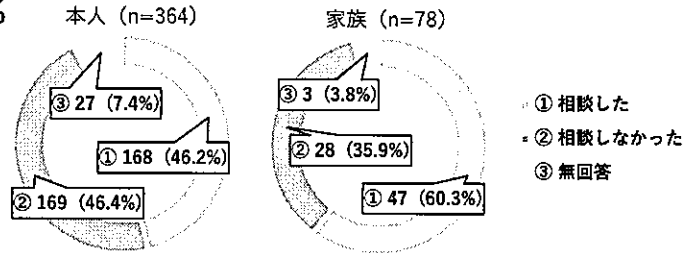
①たたかれた、蹴られた、痛い思いをさせられた	23.5%
②部屋を掃除してもらえない	21.6%
③部屋に閉じこめられた、理由なく体を押さえつけられた	13.7%
④怒鳴られた、悪口を言われた	13.7%
⑤普段飲まない種類の薬や、多すぎる量の薬を飲まされた	11.8%
⑥介助をお願いしても、何もしてくれない	5.9%
⑦食事を無理やり食べさせられた	3.9%
⑧お金を勝手に使われた	3.9%
⑨理由なくお金を渡してくれない	2.0%
⑩いやらしい言葉を言われた、いやらしい画像などを見させられた	2.0%
⑪人前で裸にされた	2.0%
⑫理由なく体をさわられたり、さわることを求められた、キスをされた	0.0%
⑬裸や下着の写真を撮られた	0.0%
⑭その他	11.8%

0 5 10 15

(3) 施設職員からされたことに関する相談の状況

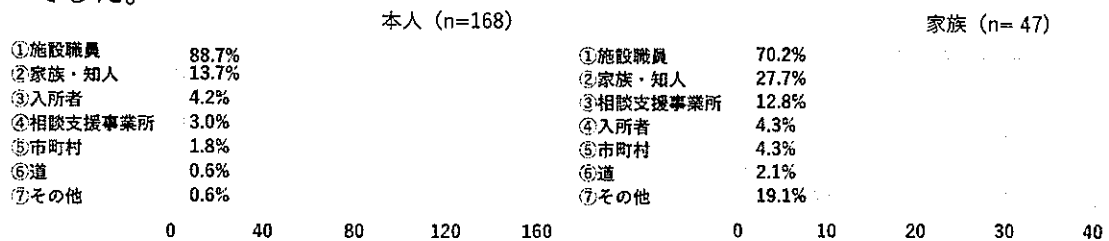
問3(1) 相談の有無

- 問1又は問2で「ある」と回答した方のうち、
○ ご本人で相談したのは46%、
ご家族で相談したのは60%
でした。



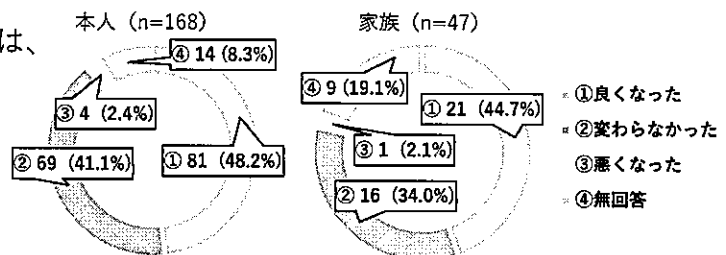
問3(2)a 相談先【複数回答あり】

- 問3(1)で「相談した」と回答した方のうち、
ご本人は「施設職員」が最も多く89%、
ご家族も「施設職員」が最も多く70%
でした。



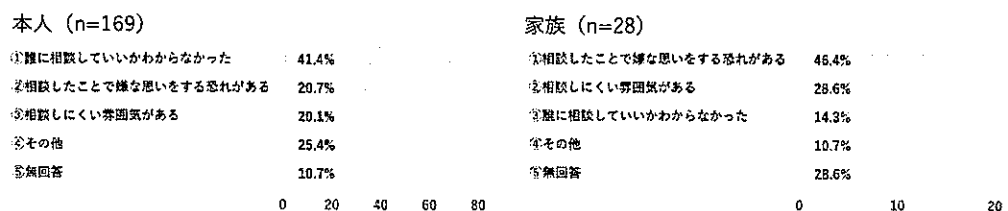
問3(2)b 相談した結果

- 相談した結果良くなったのは、
ご本人は48%、
ご家族は45%
でした。



問3(3) 相談しなかった理由【複数回答あり】

- 問3(1)で「相談しなかった」と回答した方のうち、
ご本人は「誰に相談していいかわからなかった」が最も多く41%、
ご家族は「相談したことで嫌な思いをする恐れがある」が最も多く46%
でした。

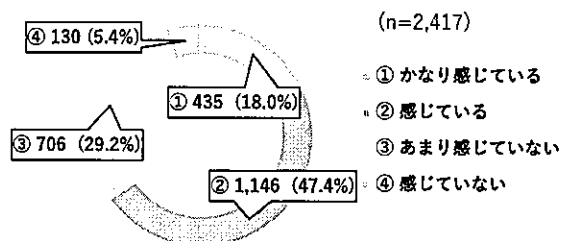


5 障害者支援施設（施設職員）

（１）職場環境について

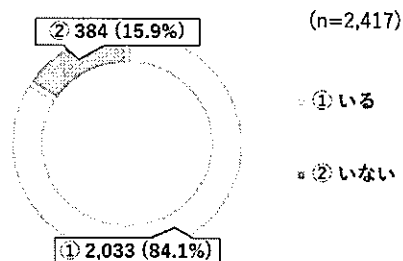
問２（１）業務負担

- 65%の職員が
業務を負担に感じています。



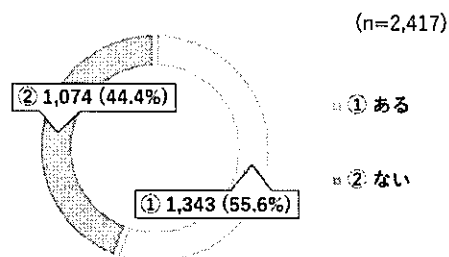
問２（２）相談・適切なアドバイス

- 84%の職員に
仕事上で困った際に相談できる
相手があります。



問２（３）クライアントハラスメントの状況

- 56%の職員が
何かしらのクライアントハラスメントを
受けたことがあると感じています。



問２（４）クライアントハラスメントの内容【複数回答あり】

- 暴力が89%

暴言が66%

でした。

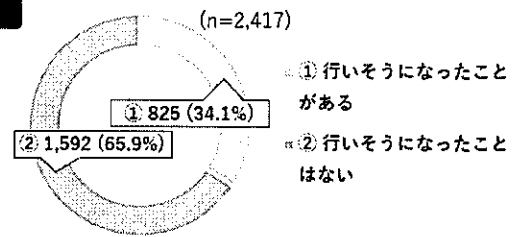
① 暴力	88.5%
② 暴言	66.4%
③ 強要	23.2%
④ 性的嫌がらせ	12.7%
⑤ その他	4.0%

0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100

(2) 障がい者虐待について

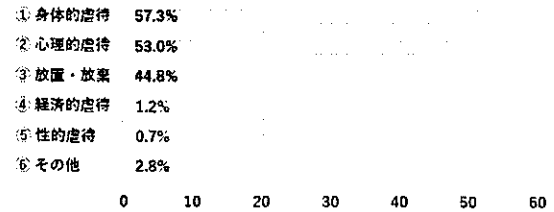
問4(1) 虐待行為等を行いそうになったことの有無

- 行いそうになったことがある職員は34%、
行いそうになったことはない職員は66%
でした。



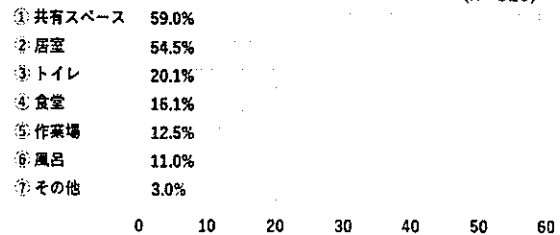
問4(2)ア 行いそうになった虐待行為等の内容【複数回答あり】

- 「身体的虐待」が57%
「心理的虐待」が53%
でした。



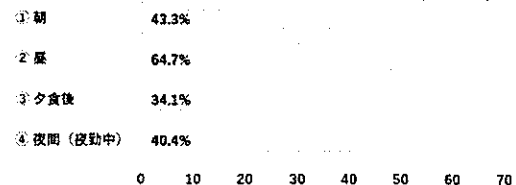
問4(2)オ 虐待行為等を行いそうになった場所【複数回答あり】

- 「共有スペース」が最も多く59%
「居室」が55%でした。



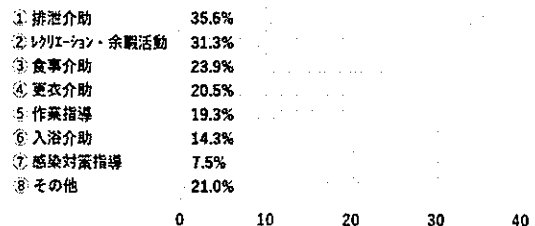
問4(2)カ 虐待行為等を行いそうになった時間帯【複数回答あり】

- 「昼」が最も多く65%
でした。



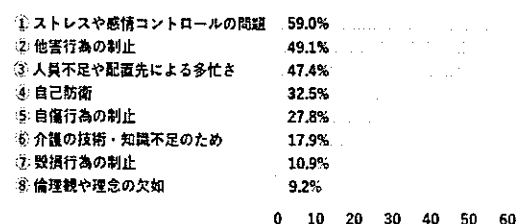
問4(2)キ 虐待行為等を行いそうになった場面【複数回答あり】

- 「排泄介助」が最も多く36%
でした。



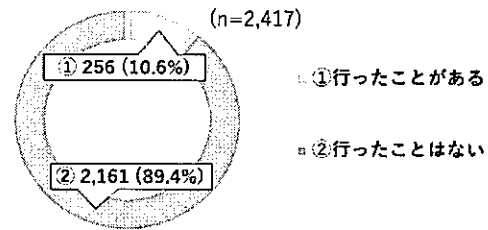
問4(2)ク 虐待行為等を行いそうになったきっかけ・要因【複数回答あり】

- 「ストレスや感情コントロールの問題」が最も多く59%でした。
また、「他害行為の制止」、
「人員不足や配置先による多忙さ」
で半数近い回答率でした。



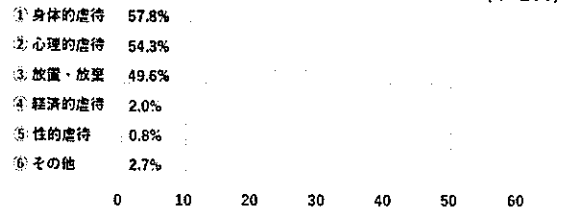
問4(3) 虐待行為等を行ったことの有無

- 行ったことがある職員は11%、
行ったことはない職員は89%
でした。



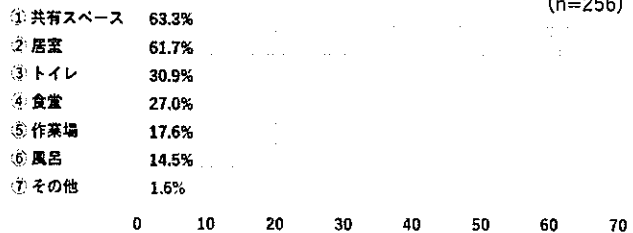
問4(3)ア 行った虐待行為等の内容【複数回答あり】

- 「身体的虐待」が58%
「心理的虐待」が54%
でした。



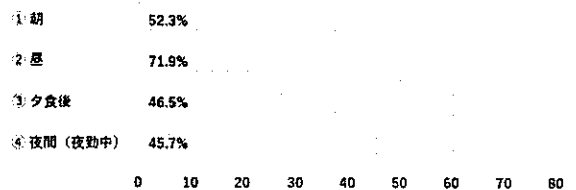
問4(4)オ 虐待行為等を行った場所【複数回答あり】

- 「共有スペース」が最も多く
63%でした。
また、僅かな差で「居室」が
62%でした。



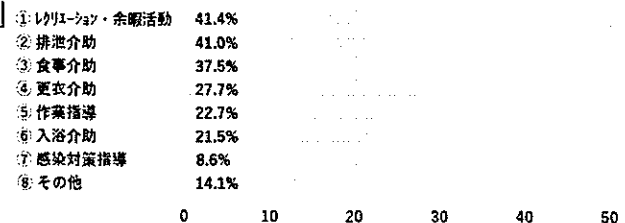
問4(4)カ 虐待行為等を行った時間帯【複数回答あり】

- 「昼」が最も多く72%
でした。



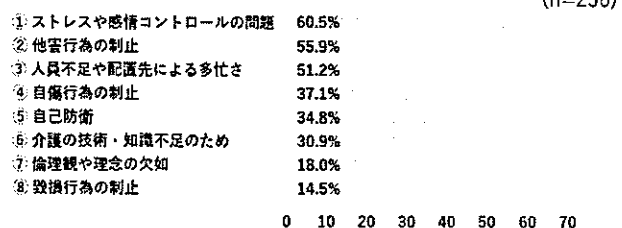
問4(4)キ 虐待行為等を行った場面【複数回答あり】

- 「レクリエーション・余暇活動」
が最も多く41%でした。



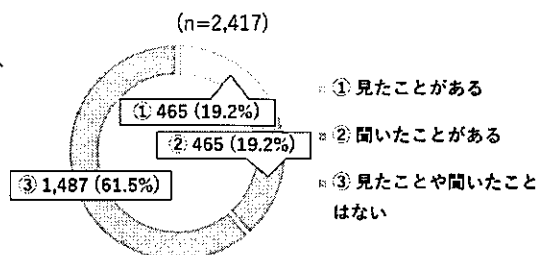
問4(4)ク 虐待行為等を行ったきっかけ・要因【複数回答あり】

- 「ストレスや感情コントロールの問題」が最も多く61%でした。
また、「他害行為の制止」、「人員不足や配置先による多忙さ」で
半数を超えています。



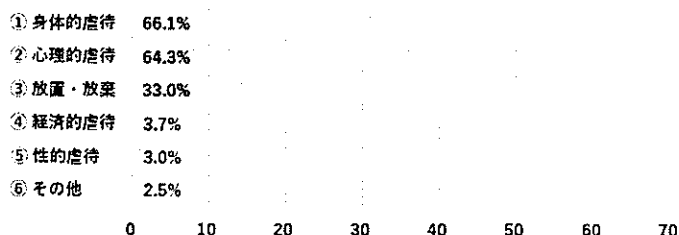
問4(5) 虐待行為等を見聞きしたことの有無

- 「見聞きしたことがある職員」は38%、
「見聞きしたことはない職員」は62%
でした。



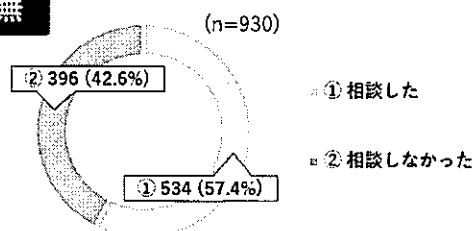
問4(6)ア 見聞きした虐待行為等の内容【複数回答あり】

- 「身体的虐待」が66%、
「心理的虐待」が64%
でした。



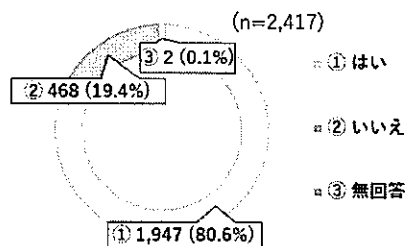
問4(6)ケ 見聞きした虐待行為等に関する相談の有無

- 相談した職員が57%
相談しなかった職員が43%
でした。



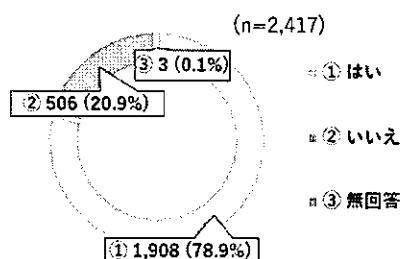
問4(7) 虐待防止マニュアル活用状況

- 81%が活用しています。



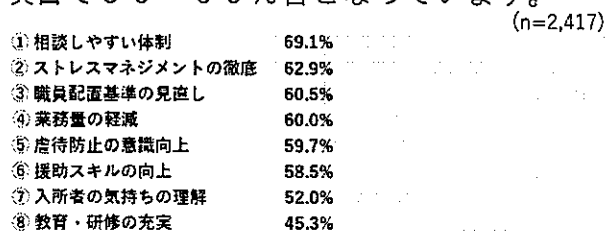
問4(8) 虐待防止チェックリスト活用状況

- 79%が活用しています。



問4(9) 虐待行為等発生（再発）防止に有効と考える対策【複数回答あり】

- 「相談しやすい体制」が最も多く69%でした。
また、これ以外でも多くの項目で50～60%台となっています。



『施設における虐待防止に向けた利用者等実態調査及び施設従事者実態調査』
結果報告書(概要版) 説明要旨

令和5年 月 日

(※青字:資料にはなく説明で補う部分)

P1

- 道が実施した「施設における虐待防止に向けた利用者等実態調査及び施設従事者実態調査」の結果について説明する。本調査は、昨年末から道内の障害者施設で相次いで明らかになった虐待事案を踏まえ、本年1月から4月にかけて緊急的に実施し、6月にとりまとめたもの。施設職員の皆さんには調査に回答いただいたことに感謝する。
- 虐待への対応は、事業所ごとに、背景や要因を分析し対策を講じていると思うが、この全道の調査結果を、自分の事業所の状況と比較するなどして役立てて欲しい。

P11

(※介護保険施設と併せた全体版の抜粋のため、ページ番号が飛んでいるが了承願う。)

- まずは入所者本人と家族からのアンケート結果。
- 施設職員の対応で不適切と「感じたことがある」のは2割。その内容は、「声が大きく、怒られているように感じる」が多く、次に多いのは「職員を呼んでもすぐに来てくれない」。

P12

- 実際に施設職員から不適切な対応をされたか聞いたところ、本人の1割程度の方が、不適切で、虐待が疑われるような対応を受けたことがある。その内容は、「怒鳴られた、悪口を言われた」が多く、暴言など心理的虐待につながる恐れがある行為。次に多いのは、「介助をお願いしても何もしてくれない」で、ネグレクトを疑わせる行為。
- 家族からの結果は、回答数自体が少ないが、本人と異なる点として、「たたかれた、蹴られた、痛い思いをさせられた」や「部屋を掃除してもらえない」などがあげられる。

P13

- このような不適切なことをされたとき、誰かに相談したか聞いたところ、半分ぐらいの方は相談すらしていないという現状。
- 相談している場合の相談先は、大部分が施設職員。
- 相談した結果、良くなった方が半分程度だが、変わらなかった方も4割程度いる。

- 相談しなかった理由として、「誰に相談していいかわからなかった」方が4割を超えており、施設側との信頼関係や、相談先の周知に課題があることもうかがえる。

P14

- 次のページからは、施設の職員に対する調査結果。
- 業務負担をかなり感じている職員は2割いて、そこまではないが負担を感じている職員と併せると6割以上いて、多くの方が負担を感じている様子がわかる。
- また、仕事の上で困った際に相談できる相手がいる職員は8割以上いる。大部分は相談できている傾向が見られたが、相談できていない16%の方に、どう相談に結びつけるかは考える必要がある。
- クライアントハラスメントを受けた経験がある職員は、半数以上いることがわかった。
- ハラスメントの内容は、暴力が9割、暴言が7割。人数でいうと、1,300人以上が、入所者などからハラスメントを受けたことがあり、そのうち9割の方が暴力を受けたことがあるという結果であり、日々の大変な苦勞がうかがわれる。
- 資料にはないが、虐待行為等を行った職員の傾向を調べるためクロス集計した結果、雇用形態としては「正社員」が虐待を行いやすいこと、正社員の中でも「業務の負担感を強く感じている方」が行いやすいこと、「クライアントハラスメントを受けた経験がある方」が行いやすいことが顕著に示された。
- 職員のストレスは、虐待を生む背景の一つであり、夜間の人員配置等を含め、管理者は職場の状況をしっかり把握してほしい。個々の職員が抱えるストレスの要因を把握し、改善につなげることで職員のメンタルヘルスの向上を図っていただきたい。

P15

- 次に、虐待行為等を行いそうになったか聞いたところ、行いそうになったことがある職員は3割を超えていた。その内容は、身体的虐待が6割、心理的虐待が5割程度。
- 行いそうになった最も多い場所は、共有スペースが6割、次に居室が多い。
- 時間帯は昼が最も多く、場面は排泄介助、レクリエーション・余暇活動、食事介助などと続いている。
- 資料にはないが少し補足する。虐待を行いそうになった場所や時間帯を詳しく見てみると、最も多いのが、共有スペースにおいて昼のレクリエーション・余暇活動のときであり、続いて、居室において昼のレクリエーション・余暇活動のときや、夜間の排泄介助のときが多いことがわかっている。

- 行いそうになったきっかけや要因は、ストレスや感情コントロールの問題が6割と最も多く、次に、他害行為の制止、人員不足や配置先による多忙さ、自己防衛、自傷行為の制止と続いている。

P16

- 次に、虐待行為等を行ったことについて聞いたところ、行ったことがある職員は約1割で、実人数は256人。その内容は、身体的虐待が6割、心理的虐待が5割程度、放置・放棄(ネグレクト)も5割。
- 資料にはないが、行った頻度を聞いたところ「日常的」が8%もあることや、「時々」が25%もあった。これは非常に問題であって、このような施設では早急な虐待防止対策が必須と考える。
- 行った最も多い場所は、共有スペースや居室が6割、次にトイレ、食堂と続く。
- 時間帯は昼が最も多く、場面はレクリエーション・余暇活動、排泄介助、食事介助などと続いている。
- 資料にはないが少し補足する。虐待を行った場所や時間帯を詳しく見てみると、1人の職員が、1か所ではなく複数の場所で虐待を行っていたケースが多いことがわかった。4か所以上で虐待を行ったと回答した人が37人もいることがわかった。
- 最も多いのが、昼のレクリエーション・余暇活動のときに、共有スペースでの虐待に加えて、居室でも虐待行為を行ったケースであり、続いて、夜間の排泄介助のときに、トイレでの虐待に加えて、居室でも虐待行為を行ったケースが多いことがわかっている。
- 行ったきっかけや要因は、ストレスや感情コントロールの問題が6割と最も多く、次に、他害行為の制止、人員不足や配置先による多忙さ、自傷行為の制止、自己防衛と続いている。倫理観や理念の欠如と考えている人も18%いて、行いそうになった方と比べ2倍の開きがある。実際に虐待を起こしてしまった自分への反省の気持ちがある様子。
- 資料にはないが、虐待を行った場合でも相談しなかった職員が4割、人数は110人いて、その理由として、「相談しにくい雰囲気がある」が5割以上、「自分の立場が悪くなる恐れがある」が4割、「相談先がわからなかった」も2割いるほか、また、「虐待が施設内で黙認されている」や、「相談しても隠蔽される恐れがある」が、どちらも17%の回答があることは見過ごしてはいけないと考える。

P17

- 次に、虐待行為等を見聞きしたことについて聞いたところ、見聞きしたことがある職員

は4割弱で、その内容は、身体的虐待が約7割、心理的虐待が6割超。

- 見聞きしたときに上司や同僚に相談したか聞いたところ、相談しなかった職員が4割以上もいることがわかった。相談しなかった理由として「相談しにくい雰囲気がある」が5割を超え、「同僚の立場が悪くなる恐れがある」が3割と続く。
- 管理者の皆さまには、支援に当たっての悩みや苦勞を、職員が日頃から相談できる体制や、職員の小さな気付きも、組織内でオープンに意見交換し情報共有する体制、風通しのよい環境を整備してほしい。
- なお、障害者虐待防止法では、施設従事者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、市町村に通報する義務があり、障害者虐待を「を受けたと思われる」障害者とは、明らかに虐待を受けた場合だけでなく、虐待を受けた事実が確認できなくても通報する義務があることを意味しているので、留意していただきたい。
- 次に、職場における取組について聞いたところ、虐待防止マニュアルは8割の方が活用し、チェックリストも約8割が活用していた。
- 資料にはないが、クロス集計したところ、虐待行為を行ったことがない方は、8割以上が虐待防止マニュアルやチェックリストを活用していたが、虐待行為を行ったことがある方は、マニュアルやチェックリストの活用が6割台にとどまっており、マニュアルなどを職員に周知すること重要性をしっかりと認識してほしい。

(最後に)

- 今回の調査で、職員の負担感や周囲の環境、利用者や家族からのハラスメントなどが虐待に影響することなどがわかったが、各事業所が主体的に分析し検討しなければ、本当に有効な対策を行うことはできない。
- 先ほどの資料でも説明したように、令和4年4月から全ての事業所で、虐待の発生又は再発を防止するための措置として、
 - ① 虐待の防止委員会の定期的な開催と、その結果の従業者への周知徹底、
 - ② 虐待防止のための従業者への研修の定期的な実施、
 - ③ これらの事務を適切に実施する担当者の配置 が義務化されている。
- また、運営規程に虐待防止に関する事項を定め、利用者の家族に重要事項説明書などへの記載を通じて周知し、日頃から信頼関係を作っておくことで、万が一虐待が発生したときにも事業所の損害を最小限にとどめることが出来る。
- 今回の調査結果を研修で扱うなどして、自分の事業所には何が必要か考えるきっかけにしてほしい。